東急セキュリティ警備サービス重要事項説明書

改訂新旧対照表

第6条 提供するその他サービスの内容

8. 見舞金制度

(3) 見舞金の支払いの制限

他の保険契約がある場合の見舞金の支払い額は次のとおりとします。

① 災害見舞金の対象となる損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額 (給付対象建物の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対して その保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。

改 訂(新)

② 盗難見舞金の対象となる損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額 (給付対象建物もしくは収容家財等の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます) からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。

第6条 提供するその他サービスの内容

8. 見舞金制度

(3) 見舞金の支払いの制限

他の保険契約がある場合の見舞金の支払い額は次のとおりとします。

① 災害見舞金の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(O円以上)とします。

現行(旧)

② 盗難見舞金の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、この損害の額(給付対象建物もしくは収容家財等の修理費用または時価額のうちいずれか低い額をいいます)からこの損害に対してその保険契約より支払われるべき金額を控除した額(0円以上)とします。

※本説明書は、2025年9月1日から適用します。